

宍粟市太陽光発電施設設置事業に関する条例
条例の手引き

令和3年3月

目次

1	条例の目的（第1条）	1
2	定義（第2条）	1
3	適用の範囲（第3条）	3
4	市の責務（第4条）	3
5	設置者及び管理者の責務（第5条）	3
6	土地の所有者の責務（第6条）	4
7	禁止区域（第7条）	4
8	施設基準（第8条）	7
	（1）生活環境の保全に関する事項	7
	（2）災害の防止に関する事項	9
	（3）維持・管理に関する事項	11
	（4）廃止後において行う措置に関する事項	11
9	近隣関係者への説明（第9条）	12
10	届出（第10条）	14
11	変更の届出（第11条）	17
12	完了の届出（第12条）	18
13	廃止の届出（第13条）	18
14	報告（第14条）	19
15	立入検査（第15条）	19
16	指導及び助言（第16条）	19
17	勧告及び公表（第17条）	20
18	情報提供（第18条）	21
19	【参考】太陽光発電施設の設置事業に関する主な法令等一覧	22
20	関係様式等	27

○ 本解説における法令等の略称

条 例 : 宍粟市太陽光発電施設設置事業に関する条例

規 則 : 宍粟市太陽光発電施設設置事業に関する条例施行規則

FIT法 : 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法

○ 枠線による凡例

: 条例による規定

: 規則による規定

: 参考情報等

1. 条例の目的

(目的)

第1条 この条例は、宍粟市環境基本条例（平成17年宍粟市条例第123号）に定める環境の保全及び創造並びに市民の健康で安全かつ快適な生活を確保するため、市内に設置する太陽光発電施設に関する必要な事項を定めることにより、住環境への配慮及び自然環境の保護に努め、もって良好な生活環境の保全に寄与することを目的とする。

【解説】

当市においては、「宍粟市環境基本計画（第2次）」に基づき、太陽光発電をはじめとする再生可能エネルギーの導入促進に努めてきました。平成24年度に再生可能エネルギーの固定価格買取制度が開始されて以降、市内において太陽光発電施設の導入が急速に増加する一方、建築基準法及び都市計画法の適用を受けないことから、反射光による住環境の悪化、設置計画の近隣住民への設置計画の説明不足等の問題などが発生しました。そのため、太陽光発電施設の適正な設置及び維持管理が行われるよう基準を設け、住環境への配慮及び自然環境の保護、生活環境の保全を目的に条例を制定しました。

2. 定義

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 太陽光発電施設 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号。以下「法」という。）第2条第3項に規定する再生可能エネルギー発電設備（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物の屋根、壁面又は屋上のいずれかに設置するものを除く。）のうち、太陽光をエネルギー源とするものをいう。
- (2) 設置事業 太陽光発電施設の設置、維持管理及び撤去までの事業をいう。
- (3) 設置工事 太陽光発電施設の設置に係る工事（当該設置に伴う木竹の伐採又は切土若しくは盛土を行う工事を含む。）をいう。
- (4) 設置者 太陽光発電施設を設置する者をいう。
- (5) 管理者 太陽光発電施設の管理を行う者をいう。
- (6) 事業区域 太陽光発電施設の用に供する土地の区域をいう。
- (7) 近隣関係者 太陽光発電施設の設置に伴い、生活環境に影響を受けるおそれがある者として規則で定めるものをいう。

(近隣関係者の範囲)

第3条 条例第2条第1項第7号の太陽光発電施設の設置に伴い、生活環境に影響を受けるおそれがある者として規則で定めるものは、次に掲げるものとする。

- (1) 事業区域の境界から10メートル以内の土地の所有権、借地権（建築物の所有を目的とする地上権又は賃借権（臨時施設その他一時使用のため設定されたことが明らかなるものを除く。）をいう。）を有する者
- (2) 前号に定める土地に存する建築物について所有権、使用貸借契約又は賃貸借契約による権利を有する者
- (3) 地元自治会等（事業区域、事業区域に隣接する土地を含む町又は字の区域その他市町内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体をいう。）に所属する者
- (4) 前各号に掲げる者のほか、市長が特に必要と認めるもの

【解説】

(1) 太陽光発電施設

太陽光を電気に変換する設備（太陽電池モジュール及びそれを支持する架台等）及びその附属施設（パワーコンディショナーや接続箱等の附属設備を含む。）をいい、それらを設置するために必要な土地も含まれます。建築物の屋根や屋上に設置するものや壁面を利用して設置するものは対象外としています。

(2) 設置事業

太陽光発電施設の設置工事から撤去までを含みます。

(3) 設置工事

当該設置に伴う木竹の伐採又は切土若しくは盛土を行う工事を含み、太陽光発電施設の事業地選定に伴う現地確認や測量等は含みません。

(4) 設置者

太陽光発電施設を設置する者又は設置を行おうとする者を指す。FIT法の認定を受けた事業者が一般に該当します。

(5) 管理者

太陽光発電施設を維持・管理する者で、設置者から委託を受け、又は事業を受け継いで太陽光発電施設を維持・管理する者を指し、設置者が引き続き管理者になる場合も含まれます。

(6) 事業区域

事業区域とは、太陽光発電施設等を設置及び管理する上で必要となる土地の区域であり、道路（建築基準法第42条各号に掲げる道路及び公衆用道路等の公に開放された道）から施設までの進入路（当該施設へのアクセスのために必要な管理道等）や敷地を安定させるために造成する部分（法面や擁壁、排水施設等を含む。）も含まれます。

(7) 近隣関係者

太陽光発電施設の設置にあたり、近隣関係者とのトラブルを防止するため、近隣関係者への説明を義務付けています。事業計画の説明にあたって、近隣関係者の理解が得られるよう、誠実かつ丁寧な説明を行ってください。

近隣関係者の範囲は、事業地から10メートル以内の土地の所有権、借地権を有する者と事業区域の属する自治会に対し説明を行ってください。

3. 適用の範囲

(適用の範囲)

第3条 この条例の規定は、発電出力10キロワット以上及び太陽電池の合計出力10キロワット以上の太陽光発電施設について適用する。ただし、太陽光発電施設等と地域環境との調和に関する条例（平成29年兵庫県条例第14号）の規定に基づき届出を行って設置するものを除く。

【解説】

当条例に基づく対象施設は、発電出力が10キロワット以上の太陽光発電施設であって、建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物の屋根、壁面又は屋上のいずれかに設置するものは、建物と一体的に設置されることにより、建物の所有者等によって日常的に管理されると考えられるため除外としています。また、事業区域が5,000㎡以上の太陽光発電施設については、兵庫県太陽光発電施設等と地域環境との調和に関する条例（平成29年兵庫県条例第14号）に基づき届出を行ってください。

4. 市の責務

(市の責務)

第4条 市は、第1条の目的を達成するために、この条例の適正かつ円滑な運用が図られるよう必要な措置を講じなければならない。

【解説】

別に定める施設基準が遵守されるように、太陽光発電施設等の設置の計画や状況を把握し、施設基準への適合の確認や必要に応じた指導・助言、勧告・公表など業務の総合的な調整を行うことを市の責務としています。

5. 設置者及び管理者の責務

(設置者及び管理者の責務)

第5条 設置者及び管理者は、関係法令等を遵守するほか、事業区域及びその周辺地域の生活環境について十分に配慮するとともに、事故、公害等（以下「事故等」という。）の防止及び近隣関係者との良好な関係の構築に努めなければならない。

2 設置者は、設置事業に伴い事故等が発生したとき、又は近隣関係者と紛争が生じたときは、自己の責任において誠意をもってこれを解決し、再発防止のための措置を講ずるよう努めなければならない。

3 管理者は、太陽光発電施設及び事業区域の適切な管理に努めなければならない。

【解説】

第1項に規定する設置者及び管理者の責務として、森林法、電気事業法、FIT法等の関係法令等（当手引き22ページに関係法令等を例示）を遵守するとともに、設置工事から施設の撤去における間に、周辺地域の生活環境に十分配慮しなければなりません、また、事故及び紛争が生じた場合、設置者の責任において対処してください。次に管理者の責務として、近隣地域の生活環境に支障を生じさせないように太陽光発電施設等を適切に管理するよう努めてください。なお、適切な管理とは、施設基準に適合している状態を保ち続けるほか、FIT法の事業計画策定ガイドライン等に定める維持管理等に関する規定を遵守することを含みます。

6. 土地の所有者の責務

（土地の所有者の責務）

第6条 土地の所有者は、災害の発生を助長し、又は良好な自然環境若しくは生活環境を損なうおそれのある設置者及び管理者に対して、当該土地を使用させることのないよう努めなければならない。

【解説】

土地の所有者の責務として、災害の発生を助長し、又は良好な自然環境若しくは生活環境を損なうおそれのある設置者等に対して、当該土地を使用させることのないように努めてください。

7. 禁止区域

（禁止区域）

第7条 設置者は、次の各号に掲げる区域（以下「禁止区域」という。）を事業区域としてはならない。ただし、当該各号に規定する法律の規定に基づき太陽光発電施設の設置が許可されている場合は、この限りでない。

- （1） 砂防法（明治30年法律第29号）第2条の規定により指定された土地の区域
- （2） 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により指定された急傾斜地崩壊危険区域
- （3） 地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条第1項の規定により指定された地すべり防止区域
- （4） 森林法（昭和26年法律第249号）第25条第1項又は同法第25条の2第1項及び第2項の規定により指定された保安林
- （5） 農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第8条第1項に規定する農業振興地域整備計画に定める農用地等として利用すべき土地の区域

【解説】

禁止区域は、太陽光発電施設の設置に適当でない区域として規定するものです。防災上又は農地の保全の観点から、次の①から⑤に掲げる区域を禁止区域としています。

《禁止区域の法令規定》

(1) 砂防法第2条

砂防設備ヲ要スル土地又ハ此ノ法律ニ依リ治水上砂防ノ為一定ノ行為ヲ禁止若ハ制限スヘキ土地ハ国土交通大臣之ヲ指定ス

○ 砂防指定地内における行為制限

砂防指定地として指定された土地は、治水上砂防のために支障のある行為を防止する観点から竹木の伐採や土石・砂れきの採取等、一定の行為に制限がなされます。なお、行為制限の内容については、都道府県の条例等に定められており、砂防指定地内で制限された行為を行う場合は、県知事の許可が必要です。

(2) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条第1項

都道府県知事は、この法律の目的を達成するために必要があると認めるときは、関係市町村長（特別区の長を含む。）の意見を聞いて、崩壊するおそれのある急傾斜地で、その崩壊により相当数の居住者その他の者に危害が生ずるおそれのあるもの及びこれに隣接する土地のうち、当該急傾斜地の崩壊が助長され、又は誘発されるおそれがないようにするため、第七条第一項各号に掲げる行為が行われることを制限する必要がある土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定することができる。

○ 急傾斜地崩壊危険区域における制限

急傾斜地崩壊危険区域として指定された土地は、急傾斜地の崩壊による災害から国民の生命を保護するため、急傾斜地の崩壊を助長・誘発するおそれのある一定の行為について制限がなされます。なお、急傾斜地崩壊危険区域内における行為制限の内容は、急傾斜地法第7条に基づき定められており、これらの行為を急傾斜地崩壊危険区域内で行おうとする場合には、県知事の許可が必要です。

(3) 地すべり防止法第3条第1項

主務大臣は、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、関係都道府県知事の意見をきいて、地すべり区域（地すべりしている区域又は地すべりするおそれのきわめて大きい区域をいう。以下同じ。）及びこれに隣接する地域のうち地すべり区域の地すべりを助長し、若しくは誘発し、又は助長し、若しくは誘発するおそれのきわめて大きいもの（以下これらを「地すべり地域」と総称する。）であつて、公共の利害に密接な関連を有するものを地すべり防止区域として指定することができる。

○ 地すべり防止区域として指定された土地は、地すべりの発生による被害を防止又は軽減するため、地すべりの発生を助長・誘発するおそれのある一定の行為について制限

がなれさます。なお、地すべり防止区域内における行為制限の内容は、地すべり防止法第 18 条に基づき定められています、行為を行う場合には県知事の許可が必要です。

(4) 森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 25 条第 1 項又は同法第 25 条の 2 第 1 項及び第 2 項の規定により指定された保安林

農林水産大臣は、次の各号（指定しようとする森林が民有林である場合にあっては、第 1 号から第 3 号まで）に掲げる目的を達成するため必要があるときは、森林（民有林にあっては、重要流域（二以上の都道府県の区域にわたる流域その他の国土保全上又は国民経済上特に重量な流域で農林水産大臣が指定するものをいう。以下同じ。）内に存するものに限る。）を保有林として指定することができる。

○ 保安林に指定された森林は、その公益的機能を守るために伐採や開発等が制限されており、許可・届出が必要な場合が定められています。

(5) 農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）第 8 条第 1 項に規定する農業振興地域整備計画に定める農用地等として利用すべき土地の区域、都道府県知事の指定した一の農業振興地域の区域の全部又は一部がその区域内にある市町村は、政令で定めるところにより、その区域内にある農業振興地域について農業振興地域整備計画を定めなければならない。

○ 農業振興地域計画に定める農用地区域内の土地である場合、市の農業振興地域整備計画からの除外手続きが必要です。

8. 施設基準

(施設基準)

第8条 市長は、太陽光発電施設の設置等に関する基準（以下「施設基準」という。）を規則で定める。

2 施設基準には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 生活環境の保全に関する事項
- (2) 災害の防止に関する事項
- (3) 維持・管理に関する事項
- (4) 廃止後において行う措置に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(施設基準)

第4条 条例第8条第1項の施設基準は、別表第1に掲げるとおりとする。

(1) 生活環境の保全に関する事項

- (1) 太陽電池モジュールは、反射光が周辺環境を害することのないよう、低反射なものを使用するとともに、太陽電池モジュールの位置及び傾斜角度に十分配慮して設置すること。
- (2) 住宅地と隣接する場合、境界部分については、必要に応じ遮蔽措置を行うこと。
- (3) 太陽光発電施設の稼働音等が、近隣住民及び周辺環境に影響を与えないようその配置及び構造について適切な措置を行うこと。
- (4) 事業区域の周囲に容易に立ち入れないよう柵等を設置すること。
- (5) 感電事故等が起きないように太陽電池モジュールと柵等の間に適切な距離を確保すること。

【解説】

太陽光電池モジュールは、その反射光による周辺住宅地や道路等への影響を抑制するため、以下の措置を講じてください。

(1) 反射光

- ① 光の反射を抑えた低反射な製品を採用してください。
- ② 季節ごと、時間帯ごとの太陽の角度との関係に注意し、周辺の住宅や道路等に反射光が届かない位置、向き、高さ、傾斜角度としてください。

(2) 遮蔽措置

住宅に隣接して太陽光発電施設を設置する場合、隣接家屋の住民等に対して反射光について丁寧に説明してください。また、必要に応じ植栽や塀等を設置し遮蔽措置を行ってください。

(3) 騒音・振動 (騒音規制法、振動規制法に基づく宍粟市域の基準)

電気事業法の技術基準においては、騒音規制法及び振動規制法に規定する基準を遵守するよう定められています。パワーコンディショナー等の機器は、その騒音や振動が周辺の環境に影響を与えないように離隔距離等の配置について配慮するとともに、低騒音の機器を導入してください。

(騒音の規制基準)

時間の区分	昼間	朝夕	夜間
区域の区分	午前 8 時～ 午後 6 時	午前 6 時～午前 8 時 午後 6 時～午後 10 時	午前 10 時～ 翌午前 6 時
第 1 種区域	50 デシベル	45 デシベル	40 デシベル
第 2 種区域	60 デシベル	50 デシベル	45 デシベル
第 3 種区域	65 デシベル	60 デシベル	50 デシベル
第 4 種区域	70 デシベル	70 デシベル	60 デシベル

備 考

第 2 種区域、第 3 種区域又は第 4 種区域の区域内に所在する学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 7 条に規定する保育所、医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院及び同条第 2 項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法（昭和 25 年法律第 118 号）第 2 条第 1 項に規定する図書館、老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 5 条の 3 に規定する特別養護老人ホーム並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）第 2 条第 7 項に規定する幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね 50 メートルの区域内における当該基準は、この表の値から 5 デシベルを減じた値とする。

(振動の規制基準)

時間の区分	昼間	夜間
区域の区分	午前 8 時～午後 7 時	午後 7 時～翌午前 8 時
第 1 種区域	60 デシベル	55 デシベル
第 2 種区域	60 デシベル	45 デシベル

備 考

第 1 種区域又は第 2 種区域の区域内に所在する学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 7 条に規定する保育所、医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院及び同条第 2 項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法（昭和 25 年法律第 118 号）第 2 条第 1 項に規定する図書館、老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 5 条の 3 に規定する特別養護老人ホーム並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）第 2 条第 7 項に規定する幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね 50 メートルの区域内における当該基準は、この表の値から 5 デシベルを減じた値とする。

(4) 柵塀の設置

FIT 法において事業に関係の無い者が感電等を防止するため、発電設備にみだりに近づくことがないように適切な距離を講ずることが認定基準となっています。発電設備の周囲に柵や塀などを設置してください。

(5) 離隔距離

柵や塀を設置する際に、外部から容易に発電設備に触れることが出来ないよう距離を確保し、太陽光モジュールを設置してください。また、届出に添付する図面において、土地利用計画平面図に柵若しくは塀の位置とモジュールとの距離を記載してください。

(2) 災害の防止に関する事項

- (1) 太陽光発電施設が設置される地盤の勾配は、30度以下であること。ただし、地盤調査等により、その安定が確認できる場合はこの限りでない。
- (2) 事業区域に禁止区域を含めないこと。ただし、法令等の規定に基づき太陽光発電施設の設置が許可されている場合は、この限りでない。
- (3) 雨水等を有効に排水するための措置を行うこと。
- (4) 太陽光発電施設の異常の発見時及び緊急時に連絡を取ることができるよう太陽光発電施設の名称、設置場所の住所、太陽光発電施設の発電出力、設置者及び管理者の名称及び連絡先その他必要事項を掲載する標識を、事業区域内の見やすい場所に設置すること。

【解説】

(1) 地盤の勾配

太陽光発電施設が設置される地盤の勾配は、一般に安定勾配とされる 30 度以下を原則としてください。ただし、地盤調査等により、その安定が確認できる場合はこの限りではありません。

(2) 設置不適地

禁止区域は、太陽光発電施設の設置に適当でない区域として規定するものです。防災上又は農地の保全の観点から、条例第 7 条に掲げる区域を禁止区域としています。禁止区域を含める場合は、届出を行う前に各法令について許可を受け、届出の際には、許可証の写しを添付してください。

(3) 排水処理

事業区域の規模、地形、降雨量等及び放流先の排水能力を考慮し、後記の算定方式を参考に、調整池その他施設の設置や勾配等、事業区域及び流域の地表水等が有効に排出される措置を取ってください。

【参考】

1) 計画雨水量 (Q) の算定

$$Q=1/360 \times C \times I \times A \text{ (m}^3/\text{sec)}$$

- C: 流出係数 ① 下記②、③以外 . . . 1.0
 ② 公園、ゴルフ場、造成緑地 . . . 0.8
 ③ 植生の良い自然林 . . . 0.7

I: 降雨強度 120mm/hr (左記降雨強度の降雨継続時間は10分間とする)

A: 集水面積 (ha)

2) 計画通水量 (Q') の算定

$$Q' = A \times V$$

A: 断面積 (m²)

- V: 流速 (m/sec) ① 流速は Manning または Kutter の公式により算出する。
 ② 0.8~3.0m/s を標準とし、下流に行くに従って漸増させる。

(Kutter 公式)

$$V = \frac{23 + \frac{1}{n} + \frac{0.00155}{I}}{1 + \left(23 + \frac{0.00155}{I} \right) \cdot \frac{n}{\sqrt{R}}} \cdot \sqrt{R \cdot I}$$

(Manning 公式)

$$V = \frac{1}{n} \cdot R^{\frac{2}{3}} \cdot I^{\frac{1}{2}}$$

n: 粗度係数

- ① ヒューム管 . . . 0.013 ④ 石積 . . . 0.025
 ② コンクリート面(工場製品) . . . 0.013 ⑤ 硬質塩化ビニール . . . 0.010
 ③ コンクリート面(現場打ち) . . . 0.015

R: 径深 (m) $R = A/P$

P: 流水の潤辺長 (m)

A: 流水の断面積 (m²)

- ① 円形管渠 (満)

$$P = \pi D \quad A = (D/2)^2 \times \pi$$

- ② 暗渠 (9割水深)

$$P = 2 \times (0.9 \times H) + B \quad A = (0.9 \times H) \times B$$

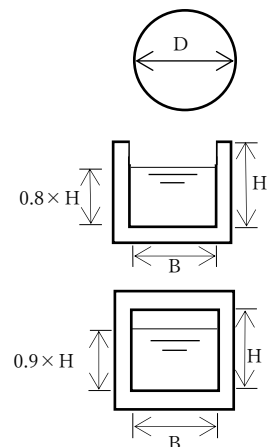
- ③ 開渠 (8割水深)

$$P = 2 \times (0.8 \times H) + B \quad A = (0.8 \times H) \times B$$

I: 排水路勾配 下流に行くに従って緩勾配とする

3) 計画雨水量は、次式を満足させること。

$$\text{計画雨水量 (Q)} \leq \text{計画通水量 (Q')} \times 0.8$$



(4) 標識の設置

太陽光発電施設を囲う柵塀等の外側から見えやすい場所に標識を掲示してください。標識には①太陽光発電施設の名称 ②設置場所の住所 ③太陽光発電施設の発電出力 ④設置者・管

理者の名称及び連絡先を明示してください。

(3) 維持・管理に関する事項

- (1) 事業区域からの建設残材の飛散や雑草の繁茂等による周辺環境への影響がないよう管理に努めること。
- (2) 破損した太陽光発電施設を放置しないこと。
- (3) 太陽光発電施設の撤去及び処分に係る費用について、積立等による計画的な調達を行うこと。

【解説】

(1) 除草等

太陽光発電施設の周囲には近隣住民の生活の場もありますので、事業地からの建設残材の飛散や雑草の繁茂等による周辺環境への影響がないよう事業区域の適切な管理が必要です。太陽光発電施設の設置工事後は、不要なものは全て撤去するとともに、設置期間中は雑草等が繁茂しないよう定期的に除草を行うようにしてください。

(2) 破損等

土砂災害若しくは風水害等により太陽光発電施設が破損・流出した場合、破損した太陽光発電施設による感電等が発生しないよう、破損した太陽光発電施設については、撤去、修復を行ってください。

(3) 廃棄費用の積立

固定価格買取制度の調達価格には、太陽光発電施設の廃棄費用が含まれていることから、事業終了時に施設を適切に撤去するために、事業実施中から計画的に費用の積立を行う必要があります。FIT法に基づき廃棄費用の積立を行ってください。

【4. 廃止後において行う措置に関する事項】

- (1) 太陽光発電施設の廃止後は、当該施設の撤去までの期間において、適切な維持管理を行うこと。
- (2) 太陽光発電施設の撤去及び処分に当たっては、関係法令等を遵守し、太陽光発電施設の廃止後、速やかに行うこと。

【解説】

(1) 廃止後の維持管理

事業を終了した太陽光発電施設について撤去までの期間、建築基準法の規定に適合するように適切に維持管理してください。

(2) 撤去及び処分

太陽光発電施設の撤去及び処分に当たっては、使用済の太陽光モジュールが産業廃棄物となることから、廃棄物処理法等の関係法令を遵守し、事業終了後、可能な限り速やかに撤去を行ってください。

9. 近隣関係者への説明

(近隣関係者への説明)

第9条 設置者は、次条第1項の規定による届出をする前に近隣関係者に対し、設置事業の内容について説明を行い、理解が得られるよう努めなければならない。

2 設置者は、規則で定めるところにより、前項の規定による近隣関係者への説明に係る報告書を作成し、次条第1項に規定する届出とともに、市長に提出しなければならない。

(近隣関係者の範囲)

第3条 条例第2条第1項第7号の太陽光発電施設の設置に伴い、生活環境に影響を受けるおそれがある者として規則で定めるものは、次に掲げるものとする。

(1) 事業区域の境界から10メートル以内の土地の所有権、借地権（建築物の所有を目的とする地上権又は賃借権（臨時施設その他一時使用のため設定されたことが明らかなものを除く。）をいう。）を有する者

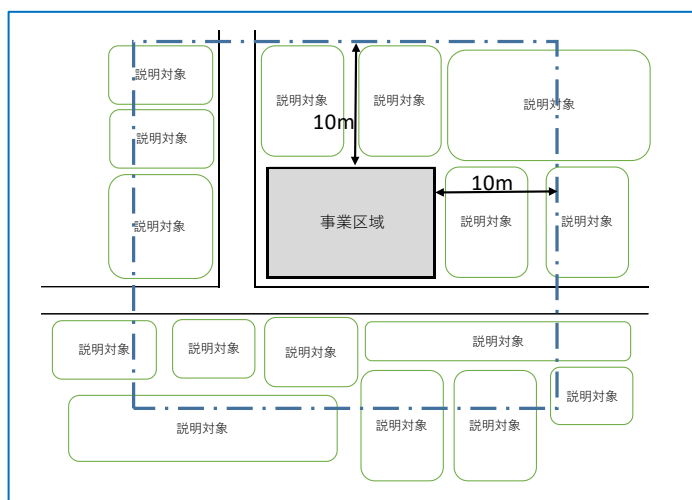
(2) 前号に定める土地に存する建築物について所有権、使用貸借契約又は賃貸借契約による権利を有する者

(3) 地元自治会等（事業区域、事業区域に隣接する土地を含む町又は字の区域その他市町内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体をいう。）に所属する者

(4) 前各号に掲げる者のほか、市長が特に必要と認めるもの

【解説】

太陽光発電施設の設置にあたり、近隣関係者とのトラブルを防止するため、近隣関係者への説明を義務付けています。事業計画の説明に当たって、近隣関係者の理解が得られるよう、誠実かつ丁寧な説明を行ってください。近隣関係者の範囲は、事業地から10メートル以内の土地の所有権、借地権を有する者と事業区域の属する自治会に対し説明を行ってください。



説明方法については個別、又は自治会等のまとまった者を対象とする場合には、説明会によることもできることとします。不在者、欠席者に対しては、個別説明又は書面による説明を行ってください。近隣説明者の説明の範囲に係る所有者等の確認は、設置者の責任において行ってください。市において、調査及び情報の提供は行いません。

(近隣関係者への説明に係る報告)

第5条 条例第9条第2項の規定による報告は、近隣関係者説明実施報告書(様式第1号)により行うものとする。

2 前項の報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 説明に使用し、又は配布した資料の写し
- (2) 説明を行った近隣関係者の名簿
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

【解説】

事業計画の届出の際には、説明を実施した際に近隣関係者の主な意見と、それに対する対応について、近隣関係者説明実施報告書(様式第1号)に記載し下記書類を添付し届出を行ってください。

- (1) 説明に使用し又は配布した図書の写し
- (2) 説明を行った近隣関係者の一覧(様式例I)

説明を行った近隣関係者の一覧には、説明を実施した近隣関係者の氏名及び住所と説明の時期、説明の方法及び説明の状況を記載してください。①周知に使用し又は配布した図書の写し②周知を行った近隣関係者の一覧を添付し、届出を行ってください。また、説明を実施した際に近隣関係者の意見と、それに対する対応について、近隣関係者説明実施報告書の様式に基づき記載して下さい。

10. 届出

(届出)

第10条 設置者は、設置工事を行うときは、当該設置工事に着手する日の30日前までに、規則で定めるところにより、太陽光発電施設の設置に関する計画（以下「事業計画」という。）を市長に届け出なければならない。

2 前項の事業計画は、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 設置者、管理者及び土地所有者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地。）
- (2) 設置工事の着手予定日及び完了予定日
- (3) 事業区域の所在地、面積及び土地の形状
- (4) 太陽光発電施設の発電出力及び太陽電池の合計出力
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

3 市長は、届出を受けた事業計画が他の市町村の区域の生活環境等に影響を及ぼすおそれがあると認めるときは、関係する市町村及び行政機関の長に対し、その旨を通知し、意見を求めることができる。

(届出)

第6条 条例第10条第1項の規定による届出は、太陽光発電施設設置事業計画届出書（様式第2号）により行うものとする。

2 前項の届出は、別表第2に掲げる図書を添付しなければならない。

(書類等の提出部数)

第14条 条例又はこの規則の規定により市長に提出する書類その他書面の提出部数は、正本1部及び副本1部とする。

【解説】

事業計画の届出を行う際の書式としては、規則で定める様式第1号（太陽光発電施設設置事業計画届出書）により行い、その際、添付する図書については規則別表第2に定めています。提出部数は正本1部、副本1部を提出してください。

別表第2（第6条、第7条関係）

図書の種類	縮尺等	明示すべき事項
1 設置者の住民票の写し（設置者が法人である場合は、登記事項証明書の写し）		設置者の氏名及び住所（法人の場合は、名称及び所在地並びに代表者の氏名及び住所）

2 事業区域の土地登記簿謄本の写し (事業区域を賃貸借している場合は、加えて、権利関係が確認できるもの)		土地所有者の氏名及び住所(賃貸借している場合は、加えて、権利関係)
3 位置図	10,000分の1以上	方位、道路又は目標となる地物及び太陽光発電施設の位置
4 公図の写し		不動産登記法(平成16年法律第123号)第14条第1項に規定する地図又はこれに準ずる図面の写し(事業区域及びその隣接地の地番、地目、地積、所有者の住所、氏名等を記入すること。)
5 近隣関係者説明実施記録		(1) 説明を実施した近隣関係者の氏名及び住所 (2) 説明の時期、説明の方法及び説明の状況
6 設計説明書		(1) 設置者等の概要 (2) 事業区域の概要 (3) 設置工事の概要 (4) 生活環境の保全に関する事項 (5) 災害の防止に関する事項 (6) 維持・管理に関する事項 (7) 廃止後において行う措置に関する事項
7 土地利用計画平面図	1,000分の1以上	(1) 方位、縮尺 (2) 事業区域の境界 (3) 道路及び目標となる地物 (4) 工作物の位置、形状及び寸法 (5) 事業区域内の塀、柵、擁壁等の位置及び形状 (6) 施設の設置完了時における土地の形状 (7) 縦横断線の位置
8 土地利用計画縦横断図	1,000分の1以上	(1) 方位、縮尺 (2) 事業区域の境界 (3) 施設の設置完了時における土地の形状 (4) 縦横断線の位置 (5) 太陽電池モジュール、塀、柵等の形状及び高さ (6) 太陽電池モジュールの傾斜角度 (7) 事業区域内の地盤の形状及び勾配
9 排水施設計画平面図	500分の1以上	(1) 方位、縮尺 (2) 排水区域の区域界

		(3) 排水施設の位置、種類、材料、形状、内法寸法、勾配、水の流れの方向、吐口の位置及び放流先の名称
10 流量計算書		事業区域内の雨水排水に係る計算
11 工作物設計図	50分の1以上	
12 現況写真		事業区域内及び事業区域周辺の状況が分かるカラー写真
13 土地造成計画平面図	1,000分の1以上	(1) 方位、縮尺 (2) 事業区域の境界 (3) 切土又は盛土（以下「切土等」という。）を行う土地の位置及び形状 (4) 切土等を行った後の地盤面の計画高 (5) 崖又は擁壁の位置 (6) 法面の保護の方法 (7) 縦横断線の位置
14 土地造成計画縦横断図	100分の1以上	(1) 縮尺 (2) 事業区域の境界 (3) 切土等を行う前後の地盤面 (4) 崖又は擁壁の位置 (5) 法面の保護の方法
15 法に基づく再生可能エネルギー発電事業計画認定通知書の写し		
16 他法令に関する許可書等の写し		禁止区域に設置する場合における他法令による許可

11. 変更の届出

(変更の届出)

第11条 設置者は、前条第2項第2号から第5号までに掲げる事項を変更（規則で定める軽微な変更を除く。）しようとするときは、変更に係る設置工事に着手する日の30日前までに、当該変更内容に係る事業計画を市長に届け出なければならない。

2 設置者は、前条第2項第1号に掲げる事項を変更したときは、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

3 設置者は、前条第2項第3号から第5号までに掲げる事項を変更しようとするときは、当該届出をする前に近隣関係者に対し、当該変更に係る事項を説明しなければならない。

4 前項の規定による説明に係る報告については、第9条第2項の規定を準用する。

(変更の届出)

第7条 条例第11条の規定による届出は、太陽光発電施設設置事業計画変更届出書（様式第3号）により行うものとする。

2 前項の届出は、当該変更に係る別表第2に掲げる図書を添付しなければならない。

(届出を要しない軽微な変更)

第8条 条例第11条第1項の規則で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

(1) 条例第10条第1項の規定による届出に係る設置工事の着手予定日を当該着手予定日とされた日より後の日とする変更

(2) 条例第10条第1項の規定による届出に係る事業区域の面積を変更する行為であって、当該行為により増減する事業区域の面積が、変更前の事業区域の面積の20分の1以下であるもの

【解説】

(1) 設置工事の着手予定日等の変更の届出の趣旨

事業計画のうち、①設置工事の着手予定日及び完了予定日、②事業区域の所在地及び面積、③設置工事の設計の変更、及び④施設等の区分や出力を変更する場合は、近隣関係者への説明を実施した上で、変更に係る設置工事に着手する日の30日前までに、変更後の事業計画を行ってください。

(2) 届出を要しない軽微な変更

設置工事の着手予定日等の変更のうち、届出を要しない軽微な変更について、着手予定日が早まる場合は近隣関係者への影響が大きいため、変更の届出を要することとするが、それ以外の着手予定日が遅れる場合や完了予定日の変更については軽微な変更として取り扱うことを規定しています。また、事業区域の変更については、変更前の事業区域20分の1以下となる変更についても、軽微な変更として取り扱うこととしています。また、軽微な変更を行った場合は、工事完了の届出の際に、その変更内容について併せて報告してください。

12. 完了の届出

(完了の届出)

第12条 第10条第1項及び前条第1項の規定による届出をした者は、当該届出に係る設置工事が完了したときは、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

(完了の届出)

第9条 条例第12条の規定による届出は、設置完了届出書（様式第4号）により行うものとする。

2 前項の届出は、設置工事の完了が確認できる写真を添付しなければならない。

【解説】

設置工事の完了した場合には、完成写真等を添付して届け出ることとしており、工事の完了について書面で確認することとしています。完成写真は、施設の全景がわかる写真及び標識の文字が認識できる写真を貼付し、設置完了届出書（様式第4号）に添えて届出を行ってください。

13. 廃止の届出

(廃止の届出)

第13条 設置者又は管理者は、太陽光発電施設を廃止しようとするときは、廃止しようとする日の30日前までに、その旨を市長に届け出なければならない。

(廃止の届出)

第10条 条例第13条の規定による届出は、事業廃止届出書（様式第5号）により行うものとする。

【解説】

(1) 廃止の届出の趣旨

廃止の届出は施設基準の廃止後の措置に関する基準に照らし合わせて適切な廃止を行うようにするものです。そのため廃止する日の30日前に届け出ることとしています。廃止を行う前に、実際どのような措置を行うのか記載し届出を行ってください。廃止の届出の際には事前に近隣関係者へ説明する必要はありません。

(2) 廃止届を提出しない者への対応

廃止届を提出しない者に対しては、第14条により、太陽光発電施設等の状況に関する報告を求め、太陽光発電施設等の状況や設置者及び管理者の対応に応じて、第16条に基づき指導・助言することも可能としています。また、指導に従わない場合は、第17条に基づき、勧告・公表を行います。

14. 報告

(報告)

第14条 市長は、この条例の施行に関し必要があると認めるときは、設置者又は管理者に対し、太陽光発電施設の設置又は管理に関する状況について、報告を求めることができる。

【解説】

設置工事中又は維持管理期間中に、近隣住民からの通報などにより太陽光発電施設の状況を確認する必要がある場合には、設置者又は管理者に対し、現状の報告を求められるよう報告徴収の規定を設けています。

15. 立入検査

(立入調査等)

第15条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、当該職員に事業区域に立ち入り必要な調査をさせ、又は関係者に質問させることができる。

2 前項の規定による立入調査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入調査の権限は、これを犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

【解説】

設置工事中又は維持管理期間中に、近隣住民からの通報などにより太陽光発電施設の状況を確認する必要がある場合には、設置者又は管理者に対し、現状の報告を求められるよう報告徴収及び事業区域内での立入調査、関係者への聞き取りの規定を設けています。

16. 指導及び助言

(助言及び指導)

第16条 市長は、生活環境の保全、災害の防止を図るため必要があると認めるときは、設置者及び管理者に必要な助言又は指導をすることができる。

【解説】

(1) 指導又は助言の趣旨

本条例に基づき届出等が提出された際に、施設基準に適合しない場合や、近隣関係者への説明が十分になされていない場合が考えられます。その場合、届出者に対して、施設基準への適合や近隣関係者への説明を求めため、指導又は助言の規定を設けています。

(2) 「指導」と「助言」の違い

「指導」とは、相手方に対しなすべきことを示して、相手方を一定の方向に誘導することであり、「助言」とは、ある行為をする上で必要な事項について助けとなる進言をすることを

います。そのため、指導に従わない場合は、勧告等を行うことができますが、助言に対しては勧告等を行えません。

17. 勧告及び公表

(勧告及び公表)

第17条 市長は、設置者又は管理者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該設置者又は管理者に対し、期限を定めて必要な措置をとることを勧告することができる。

- (1) 第10条から第13条までの規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
- (2) 第14条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
- (3) 正当な理由なく前条の規定による指導に従わないとき。

2 市長は、前項の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従わないときは、その旨及び勧告に従わない者の氏名又は名称を公表することができる。

(勧告)

第12条 条例第17条第1項の規定による勧告は、勧告書(様式第7号)により行うものとする。

(公表の方法)

第13条 条例第17条第2項の規定による公表は、宍粟市公告式規則(平成26年宍粟市規則第1号)第2条に規定する公告のほか、市ホームページへの掲載等により行うものとする。

【解説】

本条例の目的が達せられるよう施設基準に適合しない太陽光発電施設等については、指導・助言することとしています。また、正当な理由がなく、指導に従わない場合は、設置者又は管理者の責務を果たしていないと判断し、必要な措置を講ずるよう勧告が行えるようにしています。

また、勧告に従わない場合、勧告の内容や設置者の氏名等を公表し、広く知らしめることで、自主的な措置を促すとともに、条例遵守のため公表に関する規定を設けています。

○勧告の対象

- (1) 事業計画の届出(第10条)、変更の届出(第11条)、完了の届出(第12条)、廃止の届出(第13条)の届出を行わない場合、また虚偽の届出を行った場合
- (2) 市長が当条例に関し必要があると認めるときに、求めた報告の提出(第14条)を行わない又は、虚偽の報告を行った場合
- (3) 施設基準に適合しない場合や近隣関係者への説明が十分になされていない場合に指導を行い、正当な理由なく指導に従わないとき。

18. 情報提供

(情報提供)

第18条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を関係する市町村及び行政機関の長に対して情報提供することができる。

- (1) 設置者が、第10条の規定による届出をせずに設置工事を行ったとき。
- (2) 法第9条第3項の規定による認定を受けている再生可能エネルギー発電事業計画に係る太陽光発電施設が、同項第1号から第3号までに掲げる事項に適合していないと認められるとき。
- (3) 前条の規定による勧告及び公表を行ったとき。

【解説】

太陽光発電施設はFIT法に基づき設置されており、FIT法及びFIT法施行規則に基づき遵守が求められる事項、及び法目的に沿った適切な事業実地のために推奨される事項について、資源エネルギー庁が公表している「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電施設）」に沿った事業が行われるよう、国に情報提供を行います。

19. 【参考】太陽光発電施設の設置事業に関する主な法令等一覧

本一覧は、太陽光発電施設の設置に係る主な法令等の一覧であり、工事の内容によっては他の法令等の手続きが必要となる場合があります。記載している条例等はあくまで参考として例示したものであり、設置者の責任において法令を所管する行政機関に照会するなど確認を行ってください。

番号	関係法令	法令の概要	規制等の概要
1	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	・急傾斜地崩壊危険区域における現状改変等の行為の制限	・急傾斜地崩壊危険区域内において盛土・切土等の土地の形状変更、土石等の採取、工作物の設置、立竹木の伐採等の行為を行う場合には県知事の許可が必要です。
2	地すべり等防止法	・地すべり防止区域における現状改変等の行為の制限	・地すべり防止区域内において盛土・切土等の土地の形状変更、土石等の採取、工作物の設置、立竹木の伐採等の行為を行う場合には県知事の許可が必要です。
3	砂防法	・砂防指定地内における行為の制限	・砂防指定地内において、盛土・切土等の土地の形状変更、土石等の採取又は鉱物の採掘、工作物の新築・改築・除去、立竹木の伐採等の行為を行う場合には県知事の許可が必要です。
4	森林法	・保安林における開発行為等の制限	・保安林に指定された森林において、立木の伐採や土地の形質変更等しようとする場合、県知事の許可が必要です。
		・地域森林計画対象民有林における開発行為の許可等	・地域森林計画の対象となっている民有林（保安林、保安施設地区、海岸保全区域の森林は除く）内において、面積が10,000㎡を超える規模で開発を行う場合は、県知事の許可が必要です。面積が10,000㎡以下の開発行為には届出が必要です。
5	農地法	・農地等の転用の許可	・農地※を農業以外の目的に転用する又は、転用するため権利の移転等を行う場合は、県知事の許可が必要です。 ※農地とは農地法で定められたものをいい、登記地目や課税台帳地目の地目ではありません。
6	農業振興地域の整備に関する法律	・農業振興地域整備計画との調整	・市が定めた農業振興地域整備計画の農用地区域の土地を農業以外の目的に転用する場合は、農業地域整備計画の農振除外の手続きが必要です。

7	文化財保護法	・埋蔵文化財包蔵地土木工事等届出	・周知の埋蔵文化財埋蔵地内において、掘削等により土地の形質を変更する工事等を行う場合、県・市教育委員会等への届出が必要です。
8	総合治水条例	・開発行為に伴う重要調整池設置に係る届出制度	・雨水の流出増を伴う1ha以上の開発行為において、開発行為の届出及び重要調整池の設置の義務が生じます。
9	宅地造成等規制法	・宅地造成工事規制区域における宅地造成工事の許可	・宅地造成工事規制区域内において、下記の宅地造成工事を行う場合には県知事の許可が必要です。 ①切土部で2mを超える崖を生ずるもの ②盛土部で1mを超える崖を生ずるもの ③切土と盛土を行う場合で2mを超える崖が生ずるもの ④切土又は盛土をする場合でその土地の面積が500㎡を超えるもの
10	宍粟市土地開発等建設工事の適正な執行に関する条例	・一定規模の土地の形質変更の許可	・宅地※以外の土地を宅地にするため、又は宅地において行う次に掲げる土地の形質の変更を行う場合、市長の許可が必要です。 ①切土で、切土部に高さ2mを超える崖が生じ、施工区域が1,000㎡を超える。 ②盛土で、盛土部に高さ1mを超える崖が生じ、施工区域が1,000㎡を超える。 ③切盛を同時に行った場合で、盛土部に高さ1m以下の崖が生じ、切盛部に高さ2mを超える崖が生ずるもので、施工区域が1,000㎡を超える。 ④前各号のいずれかに該当しない切土又は盛土で、施工区域が3,000㎡を超える。 ※宅地とは農地、採草放牧地及び森林並びに道路、公園、河川その他規則で定める公共の用に供する施設の用に供せられている土地以外の土地
11	国土利用計画法	・一定面積以上の土地取引の届出	・一定面積以上の事業用地の一部又は全部に関する使用権を売買あるいは借地等により取得した場合、届出が必要です。 ①市街化区域の場合は2,000㎡ ②市街化区域以外の都市計画区域の場合は

			5,000㎡以上 ③都市計画区域以外の区域の場合は10,000㎡以上
12	河川法	・河川区域内における占用等の許可	・河川管理者が指定した河川区域内で土地を占用（第24条）、工作物の新築・改築・除却（第26条第1項）、土地の掘削・盛土等の形状変更（第27条第1項）をする場合には河川管理者の許可が必要です。
13	土壌汚染対策法	・一定規模（3,000㎡）以上の土地の形質変更届出制度	・土地の形質の変更であって、その対象となる土地の面積が3,000㎡（現に有害物質使用特定施設が設置されている土地では900㎡）以上の場合は県に届出が必要
14	産業廃棄物等の不適正な処理の防止に関する条例	・一定規模以上埋立等を行う場合の許可	・外部から搬入した土砂により、1,000㎡以上かつ埋立前の地盤の最も低い地点と埋立後の最も高い地点との垂直距離が1mを超える場合、事前に県知事の許可が必要です。
15	自然公園法	・自然公園における開発行為等の制限	・国定公園、自然公園区域内において、工作物の設置や立木の伐採等の自然環境に影響を及ぼす行為を行う場合は環境大臣又は県知事等の許可又は届出が必要です。
16	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	・特別保護区における立木の伐採等の許可	・鳥獣保護区特別保護区においては、工作物の設置、水面の埋立て、木竹の伐採等を行う場合は、環境大臣又は県知事の許可が必要です。
17	電気事業法	・工事計画の届出	・出力2000kW以上の太陽光発電施設を設置する場合、事前に国への工事計画の届出が必要です。
		・主任技術者の選任及び届出	・出力50kW以上の太陽光発電施設を設置する場合事前に主任技術者を選任し、国に届け出ることが必要です。
		・保安規定の届出	・50kW以上の太陽光発電設備を設置する場合、保安規程を定め、使用の開始前までに国に届け出ることが必要です。
		・省令で定める技術基準の適合義務	・太陽光発電施設は、経済産業省令（電気設備に関する技術基準を定める省令）で定める技術基準に適合する義務があります。

20. 関係様式等

- (1) 近隣関係者説明実施報告書 様式第1号 (第5条関係)
- (2) 太陽光発電施設設置事業計画届出書 様式第2号 (第6条関係)
- (3) 太陽光発電施設設置事業計画変更届出書 様式第3号 (第7条関係)
- (4) 設置完了届出書 様式第4号 (第9条関係)
- (5) 事業廃止届出書 様式第5号 (第10条関係)
- (6) 勧告書 様式第7号 (第12条関係)
- (7) 事業計画届出書 チェックリスト
- (8) 近隣関係者説明実施記録 (様式例Ⅰ)
- (9) 設計説明書 (様式例Ⅱ)

近隣関係者説明実施報告書

年 月 日

宍粟市長 様

届出者

住 所

（法人その他の団体にあつては、主たる事業所等の所在地）

氏 名

（法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 （ ）

次のとおり説明を行ったので、宍粟市太陽光発電施設設置事業に関する条例第 9 条第 2 項の規定により、関係書類を添えて報告します。

事業区域	所在	
	面積	
施設 I D		
説明 実施 内 容	説明方法	<input type="checkbox"/> 説明会の開催 <input type="checkbox"/> その他の方法（ ）
	説明実施時期	年 月 日
	説明開催場所 参加者・人数	人
	説明の状況	地域住民等（ ） 説明者（ ）
	説明の内容及び 説明資料	
	事業に対する要望・ 意見	
	要望及び要望に 対する対応	
	その他特記事項	

（関係書類）

- 1 説明に使用し、又は配布した資料の写し
- 2 説明を行った近隣関係者の名簿
- 3 その他市長が必要と認める書類（別途指示する。）

太陽光発電施設設置事業計画届出書

年 月 日

宍粟市長 様

届出者

住 所

（法人その他の団体にあつては、主たる事業所等の所在地）

氏 名

（法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 （ ）

宍粟市太陽光発電施設設置事業に関する条例第10条第1項の規定により、次の事業計画について関係書類を添えて届け出ます。

発電施設の名称		
施設ID		
発電出力		
太陽電池の合計出力		
事業区域	所在地	
	土地の地目	<input type="checkbox"/> 宅地 <input type="checkbox"/> 田 <input type="checkbox"/> 畑 <input type="checkbox"/> 山林 <input type="checkbox"/> その他（ ）
	土 地	住所
	所有者	氏名又は名称
面積		
設置者	住所	
	氏名又は名称	
管理者	住所	
	氏名又は名称	
設置工事	着手予定日	
	完了予定日	
事業の施行に必要な法令及び他の条例許認可又は確認取得状況		

太陽光発電施設設置事業計画変更届出書

年 月 日

宍粟市長 様

届出者

住 所

（法人その他の団体にあつては、主たる事業所等の所在地）

氏 名

（法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 （ ）

宍粟市太陽光発電施設設置事業に関する条例第11条の規定により、 年 月 日付で届けた事業計画に定める事項の変更について関係書類を添えて届け出ます。

区分	変更前		変更後	
発電施設の名称				
施設ID				
発電出力				
太陽電池の合計出力				
事業区域	所在地			
	土地の地目			
	土 地 所有者	住所		
		氏名又は名称		
	面積			
設置者	住所			
	氏名又は名称			
管理者	住所			
	氏名又は名称			
設置工事	着手予定日			
	完了予定日			
その他の事項				

設置完了届出書

年 月 日

宍粟市長 様

届出者

住 所

（法人その他の団体にあつては、主たる事業所等の所在地）

氏 名

（法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 （ ）

宍粟市太陽光発電施設設置事業に関する条例第12条の規定により、年 月 日付けで届けた事業計画に係る工事が完了しましたので、次のとおり届け出ます。

発電施設の名称		
施設ID		
発電出力		
太陽電池の合計出力		
事業区域	所在地	
	土地所有者	住所
		氏名又は名称
	面積	
設置者	住所	
	氏名又は名称	
管理者	住所	
	氏名又は名称	
設置工事	着手日	
	完了日	

事業廃止届出書

年 月 日

宍粟市長 様

届出者

住 所

（法人その他の団体にあつては、主たる事業所等の所在地）

氏 名

（法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 （ ）

宍粟市太陽光発電施設設置事業に関する条例第13条の規定により、次のとおり太陽光発電施設を廃止するので届け出ます。

発電施設の名称		
施設ID		
発電出力		
太陽電池の合計出力		
事業区域	所在地	
	土地所有者	住 所 氏名又は名称
	面積	
	設置者	住所 氏名又は名称
管理者	住所	
	氏名又は名称	
廃止予定日		
廃止後において行う措置		

勧告書

年 月 日

様

宍粟市長

宍粟市太陽光発電施設設置事業に関する条例第17条第1項の規定により、次のとおり必要な措置をとるよう勧告します。なお、正当な理由が無くこの勧告に従わないときは、その旨を公表することがあります。

発電施設の名称		
施設ID		
発電出力		
太陽電池の合計出力		
事業区域	所在地	
	土地所有者	住所 氏名又は名称
		面積
	設置者	住所 氏名又は名称
管理者		住所 氏名又は名称
	勧告事項	
勧告に係る措置を講ずる期限		年 月 日

宍粟市太陽光発電施設設置事業に関する条例 事業計画届出書 チェックリスト

	添付図書 (規則別表第 1 及び様式参照)	提出者 確認欄	備考 (添付しない場合はその理由)	※市 確認用
1	事業者の確認書類 (個人：住民票) (法人：法人登記簿)	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
2	事業計画届出書 (様式第 2 号)	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
3	土地所有者の確認書類 (事業地：土地登記簿謄本の写し) (借地の場合：賃貸借契約書の写し)	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
4	近隣説明実施記録 (様式第 1 号)	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
5	近隣説明一覧表 (様式例 I 参照)	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
6	設計説明書 (様式例 II 参照)	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
7	位置図 (1,000 分の 1 以上)	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
8	公図の写し	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
9	土地利用計画平面図 (500 分の 1 以上)	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
10	断面図 (500 分の 1 以上)	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
11	土地造成計画平面図 (1,000 分の 1 以上)	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
12	土地造成計画縦横図 (100 分の 1 以上)	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
13	排水施設計画平面図 (500 分の 1 以上)	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
14	流量計算書	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
15	現況写真 (カラー写真)	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
16	その他	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
	(1) FIT 法に基づく再生可能エネルギー発電事業認定通知書の写し	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
	(2) 他法令に関する許可書等の写し	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>

近隣関係者説明実施記録

1. 隣接地の所有者又は借地権を有する者

	隣接地	権利者名	権利者の住所	説明日	説明方	説明の状況
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						

2. 隣接建築物の所有権、使用貸借権又は賃借権を有する者

	所有地	権利者名	権利者の住所	説明日	説明方	説明の状況
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						

3. 地元自治会等

	自治会名	説明会開催場所等	説明日	説明方	説明の状況
1					
2					
3					

その他、上記以外の説明対象者

	対象者	住所等	説明日	説明方	説明の状況
1					

設 計 説 明 書

1 設置者及び関係者の概要

項 目		内 容	備 考	
設 置 者	(ふりがな)			
	氏名 (法人の場合 は事業者名)			
	代 表 者 ※	役職		
		(ふりがな)		
		氏名		
	住所		(〒 -)	
	電話番号			
FAX 番号				
管 理 者	(ふりがな)			
	氏名 (法人の場合 は事業者名)			
	担 当 者 ※	役職		
		(ふりがな)		
		氏名		
	住所		(〒 -)	
	電話番号			
FAX 番号				
メールアドレス				
土 地 所 有 者	(ふりがな)			
	氏名 (法人の場合 は事業者名)			
	担 当 者 ※	役職		
		(ふりがな)		
		氏名		
	住所		(〒 -)	
電話番号				
FAX 番号				

※印の欄は法人の場合に記載すること。

2 事業区域等の概要

項目		内容	
事業名称			
面積		m ² [うち増設等部分 m ²]	
事業区域	地名地番	(事業区域のすべての地番を記載すること)	
	禁止区域 (該当区域に チェック)	法令及び規制区域	許可等の有無
		砂防法 □砂防指定地	□有 □無
		急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律 □急傾斜地崩壊危険区域	□有 □無
		地すべり等防止法 □地すべり防止区域	□有 □無
		森林法 □保安林	□有 □無
農業振興地域の整備に関する法律 □農業振興地域整備計画に定める農用地として利用すべき土地	□有 □無		

※事業区域に禁止区域を含める場合、許可証を添付すること

※該当しない場合は無にチェックすること

3 工事の概要

施設概要	工事種別	□新設 □増設 □修理 □改造 □移転 □事業区域の面積変更	
	設置形態	□平地 □斜面地 □水面 □その他 ()	
	事業地所有	□自己所有地 □借地 □その他 ()	
	従前の土地	□森林 □田畑 □宅地 □雑種地 □ため池 □その他 ()	
	発電出力	キロワット	
	太陽電池モジュールの水平投影面積	m ² [うち増設等部分 m ²]	

4 生活環境の保全に関する事項

設計の項目	施設基準の概要	設計の概要（施設基準への適合状況）	
		適／不適	設計の概要（考え方及び根拠となる数値等を記入ください。）
(1) 反射光	太陽電池モジュールは、反射光が周辺環境を害することのないよう、低反射なものか。		
	太陽電池モジュールの位置及び傾斜角度に十分配慮して設置すること。		
(2) 遮蔽措置	住宅地と隣接する場合、境界部分については、必要に応じ遮蔽措置が行われていること。		
(3) 騒音・振動	太陽光発電施設の稼働音等が近隣住民及び周辺環境に影響を与えないよう、適切な措置が行われていること。		
(4) 柵塀の設置	事業地の周囲に、容易に立ち入れないように、柵又は塀を設置されていること。		
(5) 離隔距離	感電するなど事故が起きないように太陽光モジュールと柵若しくは塀の間に適切な距離が確保されていること。		

5 災害の防止に関する事項

設計の項目	施設基準の概要	設計の概要（施設基準への適合状況）	
		適／不適	設計の概要（考え方及び根拠となる数値等を記入ください。）
(1) 地盤の勾配	太陽光発電施設が設置される地盤の勾配は、30度以下であること。		(最大勾配 度)
(2) 設置不適地	事業区域に禁止区域を含めないこと。		
(3) 排水計画	雨水等を有効に排水するための計画がとられていること		流量計算書を添付すること

(4) 標識設置	太陽光発電施設の異常の発見時及び緊急時に連絡を取ることができるよう、太陽光発電施設の名称、設置場所の住所、太陽光発電施設の発電出力、太陽光発電事業者の名称及び連絡先その他必要事項を掲載する標識を事業地内の見やすい場所に設置すること。		
----------	--	--	--

6 維持・管理に関する事項

設計の項目	施設基準の概要	設計の概要（施設基準への適合状況）	
		適／不適	設計の概要（考え方及び根拠となる数値等を記入ください。）
(1) 除草等	事業地からの建設残材の飛散や雑草の繁茂等による周辺環境への影響がないように管理するように努めること。		
(2) 破損等	破損した太陽発電施設を放置しないこと。		
(3) 撤去費用等の積立	太陽光発電設備の撤去及び処分に係る費用について、積立等による計画的な調達を行うこと		

7 廃止後において行う措置に関する事項

設計の項目	施設基準の概要	適／不適
(1) 撤去の時期	廃止後は、太陽光発電施設を速やかに撤去すること。	
(2) 廃棄物の処理	太陽光発電施設の撤去により生じた廃棄物について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他関係法令等に従い、適正な処理を行うこと。	